

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

長岡市民及び近隣市町村も含む広域市民の移動手段は、自家用車への依存度が高く、鉄道や路線バスなどの公共交通の利用者は近年、減少傾向にある。しかし、高齢者や学生など自動車を運転しない市民にとって公共交通は、日常生活に不可欠な移動手段であるとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減にも有効な手段であるといえる。

長岡市の基幹的な地域交通である路線バスは、平成19年4月現在、市内の全165系統のうち約8割の131系統がJR長岡駅を起点としており、長岡駅を中心とする中心市街地は公共交通の結節点として重要な役割を果たしている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

上記のような現状を踏まえ、今後は中心市街地の交通結節点としてのさらなる機能強化とアクセス性の向上、バスや鉄道の利用促進を図ることが大きな課題であり、誰もが利用できる公共交通機関の利便性の増進を総合的に図る必要がある。

このため、長岡駅の東西を結ぶ自由通路の延伸とペデストリアンデッキの整備、エスカレーターの設置等により、中心市街地の交通結節点としての機能強化を図るものとする。

また、路線バスは、中心市街地を発着する市内循環バスや長岡駅と合併地域を結ぶ路線の運行補助による拡充などにより、中心市街地から千秋が原・古正寺地区にかけての都心地区の回遊性・一体性の強化と中心市街地へのアクセス性の向上を図るほか、バスロケーションシステムなどバスの利用促進に資する環境整備を検討し、利便性の高いバス交通の実現を目指すこととする。

なお、取り組みにあたっては、「長岡市公共交通基本計画」を基本としながら、中心市街地に「来る人」「住む人」、また中心市街地で「働く人」「活動する人」を増やすという本計画の活性化の目標を実現するため、第4章から第7章までに掲げた中心市街地の活性化を図る取り組みと一体的に公共交通機関の利便性の向上を推進していくものとする。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>●事業名 JR長岡駅大手口駅前広場再整備事業 (再掲)</p> <p>●内容 JR長岡駅東口にエスカレーターを新設するとともに、駅東西自由通路を大手口側に延伸し、ペデストリアンデッキを整備する。</p> <p>●実施時期 平成18年度～23年度</p>	長岡市	<p>JR長岡駅にエスカレーターやペデストリアンデッキを整備し、駅周辺のアクセス性を高めることにより、鉄道・バス等の公共交通機関の利用者及び長岡駅の東西を往来する歩行者の利便性の向上を図る。</p> <p>公共交通の結節点であり、本市の玄関口となるJR長岡駅の利便性を高める本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 まちづくり交付金</p> <p>●実施時期 平成18年度～22年度</p>	
<p>●事業名 交通対策事業</p> <p>●内容 市街地循環バス(中央循環バス「くるりん」、南循環バス)等の運行を行う。</p> <p>●実施時期 平成9年度～</p>	越後交通(株)、長岡市	<p>自動車を運転しない人の移動手段の確保と来街者の利便性の向上を図るため、長岡市が助成しながら市街地を循環するバス等を運行する。</p> <p>過度に自動車に依存しない中心市街地の形成に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 まちづくり交付金</p> <p>●実施時期 平成18年度～22年度</p>	
<p>●事業名 シャトルバス運行社会実験事業</p> <p>●内容 シビックコア地区に駐車場を確保し、駐車場から中心市街地への連絡バスを運行する社会実験を実施する。</p> <p>●実施時期 平成20年度～</p>	長岡市	<p>中心市街地への来街を促進するため、シビックコア地区と長岡駅を結ぶシャトルバスの社会実験を実施する。</p> <p>中心市街地への来街の促進と来街者の利便性の向上に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 まちづくり交付金</p> <p>●実施時期 平成20年度～22年度</p>	
●事業名	長岡市	中心市街地への市役所移転	●支援措置	

交通円滑化対策調査事業		に伴い整備する駐車場や周辺施設への案内誘導方法などについて検討し、自動車利用による来街者の利便性の向上を図る。 中心市街地を自動車で訪れる人に各施設への適切な案内誘導を図る本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	まちづくり交付金 ●実施時期 平成20年度～22年度
-------------	--	---	--------------------------------------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
●事業名 ノンステップバス等導入 ●内容 バス事業者がバスの入替時期に合わせ、低床バスを導入し、市がその導入に対し補助する。 ●実施時期 平成9年度～	越後交通(株)、長岡市	高齢者や障害者などだれもが乗降しやすいノンステップバスやワンステップバスを導入することにより、中心市街地にアクセスする路線バスの利便性の向上を図る。 バスの利用促進に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 公共交通移動円滑化設備整備費補助金 ●実施時期 平成9年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
●事業名 バスロケーションシステムの拡充	越後交通(株)、長岡市	公共交通機関である路線バスの利便性を向上させ利用促進を図るため、携帯電話等で路線バスの運行位置を表示する		

<p>●内容 バスの運行位置を携帯電話等で表示するシステムを南循環バス等に拡充する。</p> <p>●実施時期 平成 18 年度～</p>		<p>システムを、すでに導入済みの中央循環バスに加え、南循環バス等に拡充する。</p> <p>中心市街地にアクセスする路線バスの利便性の向上に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
---	--	--	--	--